

議案第 3 4 号

南あわじ市中小企業・小規模企業振興条例策定検討委員会条例制
定について

南あわじ市中小企業・小規模企業振興条例策定検討委員会条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市中小企業・小規模企業振興条例策定検討委員会条例

(設置)

第1条 中小企業及び小規模企業の振興に関する基本的な事項について定める
(仮称) 中小企業・小規模企業振興条例 (以下「振興条例」という。) の策定
に向けて必要な事項を審議するため、中小企業・小規模企業振興条例策定検討
委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び検討し、
その結果を市長に答申する。

- (1) 中小企業及び小規模企業の実情把握並びに課題の抽出に関すること。
- (2) 振興条例素案に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 中小企業者等
- (3) 関係機関・団体を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条の規定による答申が提出される日までの期
間とする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同
様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済観光部商工観光課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員を委嘱した日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年南あわじ市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

中小企業・小規模企業振興 条例策定検討委員会	委員長	日額15,000円
	委員	日額8,000円